令和６年度の被措置児童等虐待の状況について

令和８年３月３１日

児童福祉法第３３条の１６及び同法施行規則第３６条の３０に基づき、徳島県における令和６年度の被措置児童等虐待の状況について公表します。

１　虐待案件受理の状況

通報件数	令和６年度対応件数			虐待該当	非該当	調査中
		前年度以前継続件数	令和６年度新規件数			
１件	１件	件	１件	件	件	１件

※調査中の案件については、令和７年度に虐待該当と認めましたので、「令和７年度の被措置児童等虐待の状況」において公表します。

２　被措置児童等虐待の状況

ア　被害児童の性別

男子	女子
名	名

イ　被害児童の年齢

乳幼児	小学生	中学生	高校生
名	名	名	名

ウ　虐待の類型

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト
名	名	名	名

エ　施設種別

社会的養護関係施設等	里親等	一時保護施設等
名	名	名

オ　加害者の種類

施設職員等	里親等	一時保護所職員
名	名	名

３　県が講じた措置

立ち入り調査	件
施設等に対する口頭による指導	件
再発防止のための報告書類の提出指導	件
その他	件

○児童福祉法（関係条文）

第３３条の１６第２項　内閣総理大臣及び都道府県知事は、毎年度、内閣府令で定めるところにより、自らが所管行政庁である事業、里親、施設又は一時保護に係る被措置児童等虐待の状況、第３３条の１４第２項又は第３項の規定により講じた措置、前項の規定により報告を受けた事項その他内閣府令で定める事項を公表するものとする。

○児童福祉法施行規則

第３６条の３０　法第３３条の１６の内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。ただし、所管行政庁が国の行政機関の長である場合は、この限りでない。

①　被措置児童等虐待があつた施設等の種別（ただし書省略）

イ　小規模住居型児童養育事業及び里親　里親等

ロ　児童自立生活援助事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設　社会的養護関係施設等

ニ　一時保護施設又は法第３３条第１項若しくは第２項の委託を受けて一時保護を行う者　一時保護施設等

②　被措置児童等虐待を行つた施設職員等の職種